

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定地域内の揚水設備による建築物用地下水の採取の許可
根拠条例・規則名		建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 3 7 年法律第 100 号）
条 項		第 4 条第 1 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 （電話：048-829-1331）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定。 (1) 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。 (2) 処分の先例がないもの、まれであるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため。
	設定等年月日	平成 1 6 年 9 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	3 0 日間
	設定等年月日	平成 1 6 年 9 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		